

4. 認証保育所負担軽減助成制度／認可外保育施設・その他事業等の無償化について

認証保育所等保育料の負担軽減助成制度

●認証保育所等の対象施設に通われているお子さんがいる保護者の方に、保育料の一部を助成する制度です。

※令和8年度の制度概要を掲載しています。令和9年度については、制度の詳細が決まり次第、区ホームページでご案内いたします。

対象施設	①東京都認証保育所（板橋区外の認証保育所も対象）（P41 参照） ②ベビーホテル（※） ③企業主導型を含む認可外保育施設（※） （※）「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている施設のみ。（P42 参照） 認可保育園、認定こども園、家庭福祉員、ベビールーム、小規模保育施設、事業所内保育施設、区の定期利用保育、ベビーシッターは対象外です。
助成対象者	●次の全てに該当する方が対象です。 ①板橋区に住所を有し（月の初日に住民登録が板橋区内にある）、月の初日（1日）から末日まで対象施設に在籍する児童と同一の世帯に属する保護者の方（途中入退所の月は対象外）。 ②助成金対象月の対象保育所等の保育料を完納している方。 ③認可保育施設保育料の納付義務があるときは、納付期限が到来しているものについて完納していること。 ④保育施設に在籍証明を受けられること。 ⑤対象施設①②は月120時間以上、③は月48時間以上の月極め保育の利用契約をしていること。 ※なお、対象施設への保育料の納付確認は、区から在籍施設に照会します。

●助成金額の概要

保護者（父母）の課税状況等に応じて下記表の区分を決定した後、月額上限額と、実際にお支払いになった月極保育料とを比較して低い方の額を助成します（※延長保育料、補食代及び雑費は助成対象となりません）。

区分		無償化	認証等負担軽減助成	認可外負担軽減助成
0～2歳児クラス	住民税課税世帯	対象外	80,000円	40,000円
	住民税非課税世帯	45,700円	34,300円	対象外
3～5歳児クラス	住民税課税世帯	40,300円	36,700円	対象外
	住民税非課税世帯			

※上表中の金額は月額上限額です。

令和8年4月～8月分を請求する方・・・令和7年度分の住民税額が分かる書類

（令和7年1月1日に住民登録のあった区市町村で発行）

令和8年9月～令和9年3月分を請求する方・・・令和8年度分の住民税額が分かる書類

（令和8年1月1日に住民登録のあった区市町村で発行）

※上記波線の時点で板橋区に住民登録があった方は、申請手続きの際、税額を証明する書類を提出する必要はありません。

●申請手続き

申請書は保育サービス課及び在籍している各施設で配布します。区ホームページからも出力できます。認証等負担軽減助成については、電子申請も可能になっています。詳細は区ホームページか別途お配りしているご案内をご確認ください。

申請書に必要事項を記入し、必要に応じて税額を証明する書類を添付のうえ、直接入所している施設又は保育サービス課に申請してください。

●交付方法及び交付時期

年2回、保護者の方の口座にお振込みします。

交付予定時期になりましたら、申請内容の審査後「助成金交付決定通知書」を送付します。

上半期（4月～9月分）＊口座への振込 12月中旬

下半期（10月～翌年3月分）＊口座への振込 翌年5月中旬

●注意事項

0～2歳児クラスの住民税非課税世帯と3～5歳児クラスは無償化と負担軽減助成制度の併用ができます。

【お問い合わせ先】 保育サービス課民間保育第二係 3579-2494

認可外保育施設・その他の事業等の保育料無償化対象となるサービス

無償化の対象サービス	給付の内容	保育の必要性の認定	給付の請求手続き
- 認可外保育施設 (認証保育所、ベビーホテル等) - 一時預かり保育事業 - 病児、病後児保育事業 - ファミリー・サポート・センター事業 - 定期利用保育	3～5歳児クラス …上限(月額) 40,300円までの利用料 0～2歳児クラス(住民税非課税世帯) …上限45,700円までの利用料	要 下記(1) 保育の必要性の認定申請についてを参照してください。	区へ 下記(2) 給付の請求方法についてを参照してください。
企業主導型保育事業	標準的な利用料無償 ※3～5歳児クラス、または住民税非課税世帯の0～2歳児クラス		※施設へお問合せください。
児童発達支援事業所 ※放課後等デイサービスは除く	利用料無償 ※肢体不自由児通所医療費等が生じた場合、所得区分に応じた負担額が発生します。	不要	

- 送迎費、行事費、延長保育料等は対象外です。
- 無償化対象施設については、区ホームページからご確認ください。



保育料無償化に伴う手続き・必要書類

(1) 保育の必要性の認定申請について

- 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定(P 14 参照)」を受ける必要があります。
- 企業主導型保育事業の従業員枠をご利用の方は、施設に直接お問い合わせください。

必要書類

①『教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書・施設等利用給付認定申請書』上部太枠内と申請書下部の、(B)の欄
をご記入ください。(企業主導型保育事業を利用の方は、(B)でなく、(A)の欄をご記入ください。)

②P16 3 保育の必要性を証明する書類

③個人番号(マイナンバー)の提供について

④該当する場合には以下の書類も追加で必要となります。

ひとり親世帯、離婚調停中の方	戸籍謄本又はマル親医療証や児童扶養手当証書のコピー のいずれか1点 離婚調停中の場合は、調定期日通知書のコピー
保護者が外国籍の方	在留カードの両面コピー

受付先

[窓口・郵送]

保育サービス課 民間保育第二係(区役所南館3階㊟窓口) 3579-2494
※区外在住の方は、お住まいの自治体にお問い合わせください。

[電子申請]

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからご提出いただけます。 申請はこちらから⇒



交付

保育サービス課にて受付後、『施設等利用給付認定通知書』をご自宅へ発送します。大切に保管ください。
※日付を遡っての交付はできません。必ず、施設利用開始前にご申請ください。

現況確認

現況確認の手続きについて

●サービスの利用中、保育が必要な状態が継続していることが無償化継続(年度更新)の条件です。

●無償化対象のサービスの利用を引き続き希望される場合、書類をご提出いただき、保育の必要性の確認をします。
お手続きについては別途ご案内いたします。

●保育要件が確認できない場合は、無償化の対象外となる場合があります。

(2) 給付の請求方法について

必要書類	①施設等利用費請求書 ②領収証等(事業者が発行したもの) ③特定子ども・子育て支援提供証明書(事業者が発行したもの)
受付先	①保育サービス課 民間保育第二係(区役所南館3階③窓口) 3579-2494 ②利用した施設

- 同月に複数の施設を利用した場合は、必ず取りまとめて申請してください。
- 交付回ごとに必要書類①～③が必要になります。
- 幼稚園に在園している方は、学務課幼稚園係にお問い合わせください。
- 企業主導型保育事業をご利用の方は、手続きについて、施設に直接お問い合わせください。

(3) 交付方法及び交付時期

- 原則として、年4回、保護者の方の口座にお振込みします。
- 交付予定時期になりましたら、申請内容を審査後「交付決定通知書」を送付します。

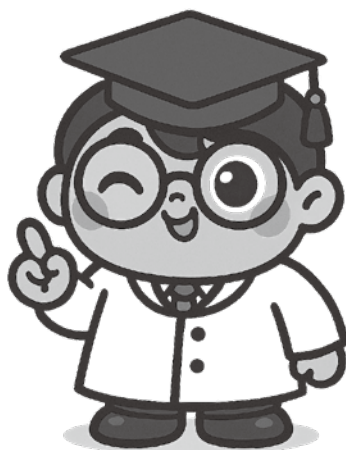
	利用月	振込予定
第1回	4月~6月分	9月中旬
第2回	7月~9月分	12月中旬
第3回	10月~12月分	翌年3月中旬
第4回	翌年1月~翌年3月分	翌年5月中旬

無償化についてのお問い合わせ先

対象サービスによって異なります。それぞれ、下記担当までお問い合わせください。

保育の必要性の認定について 認可外保育施設等の無償化による 給付に関する事・請求について	保育サービス課民間保育第二係	3579-2494
幼稚園と預かり保育事業に関する事	教育委員会事務局学務課幼稚園係	3579-2613
障がい児通所支援の利用に関する事	障がいサービス課障がい児支援係	3579-2148
障がい児通所支援(児童発達支援等)の 請求について	障がい政策課認定給付・指導係	3579-2392

※企業主導型保育事業に関することは、利用している施設へ直接お問い合わせください。



認証保育所一覧

認証保育所は、東京都の独自の基準により設置されている保育施設です。認可外保育施設になりますので、利用者は運営をしている民間事業者と直接契約をしていただきます。13時間保育と0歳児からの保育を基本としています。

※保育料の一部助成があります。(P38)

区内の認証保育所一覧

施設名	所在地	電話	一時保育	定員					
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	計
ベネッセ板橋保育園	板橋 1-55-16	5943-2081	—	10	12	12	10	16	60
中板橋雲母保育園	弥生町 2-5	5926-6703	制度あり	6	11	6	2		25
メリーポピンズ 中板橋ルーム	中板橋 7-16	3579-1755	制度あり	3	10	7			20
コアラ保育園	常盤台 4-25-2	3937-8417	—	6	7	8	12		33
こっこ保育園	南常盤台 1-26-21	3957-7377	—	10	8	7			25
ポピンズナーサリー スクールときわ台	南常盤台 1-40-1	5917-2105	制度あり	6	9	9			24
まるやま保育園	四葉 2-27-25	3930-0887	—	9	15	18	14	26	82
メリーポピンズ 成増ルーム	成増 1-26-3	5997-5550	制度あり	6	11	13			30
こもれび保育園成増園	成増 2-17-11	6411-0701	制度あり	6	10	7	6	6	35
板橋雲母保育園 東武練馬	徳丸 3-27-16	5945-9771	制度あり	6	6	10			22
板橋雲母保育園高島平	高島平 1-41-6	3559-2127	制度あり	3	9	12	10	6	40

※申込み・利用料金等は、直接施設へお問い合わせください。

※保育料無償化の手続き等は、P39をご参照ください。

認可外保育施設一覧

【認可外保育施設】令和8年7月1日現在の一覧です。

※この一覧は、本冊子への掲載を希望した認可外施設のみ掲載しております。

板橋区内のすべての認可外保育施設を確認される場合は、
区ホームページをご覧ください。⇒



番号	地域	施設名称	施設類型	所在地	電話番号	企業 主導型	無償化	認証等 負担軽減	認可外 負担軽減	証明書
1	板橋	仲町 キッズドリーム園中板橋	事業所内	中板橋 20-6 ブランドール相澤 1階	6912-4945	○			○	有
2		富士見 JOYPORT板橋保育園	事業所内	本町 13-13 ガレージA 1階	5944-1531		○		○	有
3	常盤台	大谷口 家庭保育園どれみふぁ	ベビー	大谷口 1-33-5	6338-8689		○	○		有
4		大谷口 ファーストラーニング 千川ドレミガーデンプリスクール	その他	向原 2-35-4	3554-3664		○		○	有
5		桜川 こもねん保育園	事業所内	小茂根 4-20-2	6905-9030	○			○	有
6		桜川 キッズドリーム園上板橋	事業所内	桜川 3-23-7 桜川ビル 1階	6913-0169	○			○	有
7		たいよう第2保育園	事業所内	上板橋 3-21-1	6319-6136	○			○	有
8		SEEDS英語幼児園	その他	常盤台 1-43-1 EQUIAとさわ台 4階	5918-9613					
9		常盤台 保育ルームすまいる板橋とさわ台園	事業所内	常盤台 1-7-14 サンノーム土屋 101	6789-0809	○			○	有
10		ぼくのひみつち	事業所内	常盤台 3-2-15 ル・ミュージゲとさわ台 103	6874-3811	○			○	有
11		エキチカ保育園Ⅱ	事業所内	常盤台 4-23-9	3935-5861	○			○	有
12	赤塚	成増 ニューホープ・インターナショナル・ スクール	その他	成増 5-1-2	5383-0421		○		○	有
13	志村	中台 たんぽぽ保育園	ベビー	西台 4-3-19-1F	6751-6866		○	○		有
14		清水 かえでの樹保育園 板橋本町	事業所内	宮本町 1-1	5918-7258	○			○	有
15		志村坂上 鎮守の森城山どんぐり保育園	事業所内	志村 2-16-2	5918-9281	○			○	有
16		志村坂上 マザーフレンズ 子どものおうち保育園	ベビー	小豆沢 1-1-16 スカイティアライスト 1階	5948-7901		○	○		有
17		志村坂上 保育園フォレスト・志村三丁目	事業所内	坂下 1-18-14 ハイツ高富 1階	5918-6507	○			○	有
18		前野 保育スクール・よつばのフローバー	ベビー	前野町 4-40-1 パークビュー城山 102	5915-9680			○		有
19	高島平	高島平 保育ルームすまいる板橋高島平園	事業所内	高島平 1-3-14 ミューズ高島平 103	6906-8930	○			○	有
20		高島平 KOJIKI KIDS	事業所内	高島平 2-28-6-102	6281-0271	○			○	有

※「無償化対象」は、区が無償化対象施設として確認をした認可外保育施設に○が付いています。

※「認証等負担軽減」は、P38記載されている認証保育所等保育料負担軽減助成制度の対象となる認可外保育施設に○が付いています。
P41に記載されている認証保育所も本制度の対象です。

※「認可外負担軽減」は、P38記載されている認可外負担軽減助成制度の対象となる認可外保育施設に○が付いています。

※「証明書」の欄は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設に有と表示されています。

※「無償化対象」については、変更が生じる可能性がありますので、最新の情報は区のホームページをご覧ください。

一時保育事業

保護者の育児疲れや入院、冠婚葬祭、家族の介護等の理由で、お子さんを保育できない場合、保育園で一時的にお預かりする制度です。保育年齢・保育時間・利用料金は各実施園により異なります。利用には、事前申込み・面談が必要な場合があります。

実施園・申込み・利用方法・利用料金等詳細は区ホームページをご覧ください。

区立保育園はこちら▼



私立保育園・小規模保育園等はこちら▼



一時保育事業の利用者負担額軽減事業

●対象施設

板橋区内の区立保育園、私立認可保育園、小規模保育園が対象です。

※一時保育の実施施設につきましては、板橋区のホームページをご覧ください。

※認可外保育施設、幼稚園は本事業の対象となりませんのでご注意ください。

●対象となる方

次の①・②の要件をすべて満たす方が対象です。

① 一時保育利用日時時点で、児童及び保護者が板橋区内に居住していること

② 次の対象となる世帯のいずれかに該当すること

- ・生活保護受給世帯 ・住民税非課税世帯
- ・年収360万円未満相当世帯（住民税の所得割課税額が合計77,101円未満の世帯）
- ・区が特に支援が必要と認めた世帯のうち、一時保育事業の利用を促した世帯

●助成金額や手続き等につきましては、区ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先・提出先】 保育サービス課民間保育第一係 3579-2492



こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付です。

①利用対象児童

- 0歳6か月から満3歳未満(3歳の誕生日の前々日まで)までのこども
- 現在、認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育施設・企業主導型保育施設に通っていないこども

②利用時間

- 児童1人あたり月10時間まで

③利用金額

- 児童1人1時間あたり300円(板橋区民は、実質負担0円)

④実施施設

区ホームページをご覧ください。

⑤申請方法・利用方法

「こども誰でも通園制度総合支援システム」にて利用登録申請を行います。

区での認定審査後、登録したメールアドレス宛に「【こども誰でも通園制度総合支援システム】アカウント発行のお知らせ」のメールが届きます。

利用アカウント作成後、初期パスワードの設定が必要です。

「こども誰でも通園制度総合支援システム」にて、利用したい施設を検索、初回面談を予約。

初回面談後、利用可能時間枠の範囲内で予約・利用の申込が可能となります。

区ホームページをご覧ください⇒



⑥お問い合わせ先

- 登録申請・認定に関するお問い合わせ 保育サービス課 入園相談係 3579-2452
- 私立保育園の利用・料金などに関するお問い合わせ 保育サービス課 民間保育第一係 3579-2492
- 幼稚園の利用・料金などに関するお問い合わせ 学務課 幼稚園係 3579-2613
- その他保育施設の利用・料金などに関するお問い合わせ 保育サービス課 民間保育第二係 3579-2494

多様な他者との関わりの機会の創出事業

保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等を利用していない未就学児を定期的に預かることで、多様な他者との関わりの中で様々な体験や経験を通じて、子どもの健やかな成長を図ることを目的とする制度です。

※令和8年度から、こども誰でも通園制度の上乗せ事業となりました。

①利用対象児童

- 0歳6か月から2歳児クラスのお子さん(施設により異なります)
- 現在、認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育施設・企業主導型保育施設に通っていないこども

②利用時間・金額等

- 保護者の方が施設と直接契約を結んでいただきます。 詳細は実施施設にお問い合わせください。

③利用料助成

板橋区内に住所を有する方が、板橋区内の実施施設を利用した際の利用料を助成します。
下表の補助基準額と実際にお支払いになった利用料を比較して、低い方の額を助成します。
実施施設・申請方法は、区ホームページをご覧ください。



補助対象者	補助基準額(上限)
生活保護世帯	日額3,300円上限
住民税非課税世帯	日額2,600円上限
年収360万円未満相当世帯	日額2,300円上限
要支援児童のいる世帯	実費負担額
住民税課税世帯	月額48,000円上限

④お問い合わせ先

- 私立保育園の利用料助成等に関するお問い合わせ 保育サービス課 民間保育第一係 3579-2492
- 幼稚園の利用料助成等に関するお問い合わせ 教育委員会事務局 学務課幼稚園係 3579-2613
- その他保育施設の利用料助成等に関するお問い合わせ 保育サービス課 民間保育第二係 3579-2494

その他保育事業

定期利用保育

パートタイム勤務や短時間就労等で、保育が必要なご家庭を対象に、継続して短時間お子さんをお預かりする制度です。保護者の方が、直接施設と契約を結んでいただきます。

対象：板橋区に住所がある1歳～就学前の保育を必要とするお子さんと、板橋区内の認可保育園・認定こども園・地域型保育施設に入所できなかったお子さん

空き保育室活用型定期利用保育

新規開設保育園等で受入れに余裕がある4・5歳児の保育室を活用し、入園保留となった1歳児のお子さんを対象に定期利用保育を行う制度です。

ベビーシッター利用支援事業(事業者連携型)

待機児童の保護者または育児休業を1年間取得した後、復職する保護者が、お子さんが保育所等に入所できるようになるまでの間、東京都の認定を受けた認可外のベビーシッター事業者を利用する際に係る利用料の負担を軽減するものです。

上記事業は保育施設の定員によって実施状況が変更になります。
実施する際は、3月上旬頃に区ホームページでお知らせいたします。

【お問い合わせ先】 保育サービス課民間保育第二係 3579-2494

